

「令和3年度大学生等による学校・子供応援サポート事業」に係る注意事項

サポート活動に関し、地方公務員法の規定に準じ、以下の点について遵守するよう注意してください。

1 (活動専念の義務)

児童生徒の教育を支援する者であるという自覚と責任をもち、活動中はその注意力のすべてを児童生徒の支援にあて専念すること。

活動中に、私的な電話やメールのやりとりは一切しないこと。

2 (活動上の命令に従う義務)

活動を遂行するにあたって、学校で定められた規則を遵守するとともに、校長をはじめ校内教職員の活動上の指示に従うこと。

担当教諭の許可なく、特別な指導や、授業に無関係な場での児童生徒との交流や電話、メールのやりとり、LINEの交換等は一切しないこと。

3 (信用失墜行為の禁止)

児童生徒の教育の場として、学校にふさわしい言動、ふさわしい服装、ふさわしい態度で活動に臨むとともに、支援者としての信用を傷つけまたは学校全体の不名誉となる行為は一切しないこと。

必要以上の頭髪の染色やピアスをはじめとする装飾品の着用は慎むこと。

4 (秘密を守る義務)

活動上知り得た児童生徒のプライバシーに係る事項は、活動中だけでなく活動終了後も漏らさないこと。